広報へのご意見

高齢になり、車の免許証の更新が気になります。日々の買い物をどうするか、通院をどうするかなどを考えると返上はできそうにありません。悩ましいです。

帯状疱疹定期予防接種

対象者❶	令和8年3月31日までに下表の各年齢になる方	
	年齢	生年月日
	65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
	70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
	75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
	80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
	85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
	90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
	95歳	昭和５年4月2日～昭和６年4月1日
	100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
	101歳以上	大正14年4月1日以前生まれ
対象者❷	接種時に60歳以上64歳以下で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（身体障害者手帳1級相当） ※予診票を発行しますので事前にご連絡ください	
実施期間	令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）	
実施場所	高知県内の委託医療機関　※要予約	
接種回数・助成後の自己負担金	▼接種は生ワクチン、組換えワクチンどちらか一方 •生ワクチン（接種回数：1回のみ）　3,000円 •組換えワクチン（接種回数：2回）　7,000円／1回 ※生活保護を受給している方は自己負担金の免除制度があります。接種前に申請が必要です	
医療機関に持参するもの	•予診票 （対象者①の方には令和7年4月ごろに郵送済み） ※紛失した方は健康対策課にお問い合わせください •本人を確認できるもの （運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）	

※今年度対象となる方は、今後の助成対象にはなりません

■組換えワクチンは1回目接種後、通常2か月～6か月経過後までに2回目を接種します。2回目が実施期間を超えないよう、1回目は令和8年1月31日（土）までに接種してください。

問い合わせ／市役所健康対策課 ☎50-3011

■**建退共制度の6つの特長**

①国の制度なので安全確実
②勤め先が変わっても、建退共に加入している企業であれば退職金を引き継ぐことができます
③国が掛金の一部を補助します
④掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額算入できます
⑤適正に履行している場合は経営事項審査で加点評価されます
⑥掛金は、インターネットを利用して電子的に納付可能

■**電子申請方式で掛金納付をもっと便利に！**

電子申請方式では、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を電子申請専用サイトで事前に購入し、就労日数を登録することで、個々の被共済者に掛金を充当できます。また、共済手帳の新規申し込み等の手続きも、オンラインで行うことができます。

制度説明動画、Q&Aなど詳細は、ホームページをご覧いただくかお問い合わせください。

■**ホームページQR**

■**問い合わせ**
建設業退職金共済事業
高知県支部
☎088-822-6181

その他

鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう！

鳥インフルエンザの発生予防には、次のような対策をとりましょう。

①衛生管理区域に入る時は、専用の服やはき物を身に付けましょう。
②飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。
③飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネット（2㎝角目以下が目安）をかけましょう。
④飼育施設の出入り口では専用の靴に履き替え、専用手袋を着用するか、アルコールスプレー等による手指の消毒を行いましょう。消毒液は、薬局・薬店等で市販されているもので十分に効果があります。

飼育している家きんが連続して死亡する等の異状がみられた場合は、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

■**問い合わせ**
中央家畜保健衛生所
香長支所
☎52-3069
■**夜間・休日の問い合わせ**
高知県庁（代表）
☎088-823-1111

知っていますか？建設業退職金共済制度

建退共制度は、建設現場で働く労働者のために「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。事業主の方々が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

広報へのご意見

「暮らしのカレンダーについて」以前は今のように広報誌の中でなく別紙で配布されていた。別紙の方がすぐ壁などにはれて利用しやすい。

火入れの許可について

火入れを行う際は、許可が必要です。田畑や畦畔などで「面的」に火入れを行う際には事前に市の許可が必要です。森林法第21条に基づき、本市では「香南市火入れに関する条例」を制定しています。

火入れを申請する方は、火入れを開始する7日前までに農林水産課に許可申請等を提出してください。面積や火入れ従事者数などの要件もありますので、火入れを計画する際は事前にご相談ください。

■**問い合わせ**
市役所農林水産課

香南市火災予防条例一部改正について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、林野火災の予防を目的とするために香南市火災予防条例の一部が改正されます（令和8年1月1日施行）。それに伴い、一定の気象条件が揃った場合、「林野火災注意報」および「林野火災警報」が発令されることとなります。

林野火災注意報・警報が発令された場合、次の「火の使用制限」がかかります。

①山林、原野等で火入れをしないこと。
②煙火を消費しないこと。
③屋外で火遊びまたは、たき火をしないこと。
④屋外では、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内で喫煙しないこと。
⑥残火（たばこの吸殻を含む）取灰、または火紛を始末すること。

また、林野火災警報発令時において上記「火の使用制限」に従わなかった者については、30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

併せて、たき火をする際には、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出が必要になります。

その他詳細は、市ホームページをご覧ください。

■**問い合わせ**
香南市消防本部予防課
☎55-4143

ちゃんとチェック！ 最低賃金

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、12月1日から施行することとしました。

この決定により、令和7年12月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間1,023円以上としなければなりません。

働く人も、雇う人も確認を忘れずに。

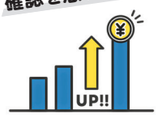

71円UP!

令和7年12月1日から高知県最低賃金は《1時間》1,023円です。

▶問い合わせ／
高知労働局　賃金室　☎088-885-6024
安芸労働基準監督署　☎0887-35-2128

第三者の行為が原因で国保を使って治療する時には届け出を！

交通事故や傷害事件などでけがをした場合の治療費は、本来、加害者（第三者といいます）が負担するべきものですが、届け出をすることで、国保を使って治療を受けることができます。この場合、香南市国保が一時的に医療費の立替払いを行い、あとから加害者に費用を請求します。

届け出に必要なもの

- 交通事故の場合は「事故証明書」
- 「印かん」　•「第三者行為による傷病届」

※市役所窓口またはホームページからもダウンロード可

次のような場合、国保は使えません

- 労災事故、故意の事故、法令違反の事故の場合
- けんかや泥酔による負傷の場合
- 届け出をする前に加害者と示談をしていた場合

示談の前には相談を！

加害者側と示談をする前に、国保の窓口にご相談ください。示談が成立すると、場合によっては加害者側へ医療費の請求ができなくなり、国保を使用して治療を受けられなくなることがあります。

●問い合わせ● 市役所市民保険課 ☎57-8506